

夜間休日の入院患者チェックリスト

【個室基準】

令和2年6月29日

感染防止委員会

入院時、(外来受診前に管理当直が聴取しているが、改めて)当直医が患者もしくは家族から以下の項目を聴取しチェックする。当てはまる場合は、患者・家族に終日個室で過ごしていただく旨を口頭で説明する

新型コロナウイルスの濃厚接触者として、保健所の健康観察の対象である

37.5度以上の発熱もしくは咳嗽、鼻汁、咽頭痛、全身倦怠感、呼吸苦、味覚障害、嗅覚障害、嘔気・嘔吐・下痢のいずれかがある
(他に当てはまる項目がなく、症状が消失し24時間以上経過すれば、開放観察可)

入院前14日以内に大人数(100人以上)集まるイベントに参加していた、もしくは3密(換気の悪い密閉空間、多くの人の密集する場所、近距離での密接な会話)の機会があった。

本人または同居している家族に、14日以内に海外もしくは下記都道府県※への移動歴がある。

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

※都道府県については、静岡県が発表する「県境を跨ぐ行動制限」により変更される